

議員提出第十号議案

遠洋及び近海まぐろ不要漁船処理費交付金に関する意見書

最近の世界的な魚食志向の高まりを受けた乱獲により、まぐろ類資源の状況が急速に悪化したことを受け、各海域の資源管理機構は大幅な漁獲削減策を実行することになり、平成二十年十一月の大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）において大西洋くろまぐろ漁獲量の三割削減が、また、同年十二月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においてめばちまぐろ漁獲量の三割削減が合意された。

このような国際情勢において、我が国としても国際漁業再編対策が避けて通れないことから、国は遠洋まぐろはえ縄及び近海まぐろはえ縄漁業に対し、「国際漁業再編対策について」（平成元年十二月二十二日閣議了解）に基づいた対策として、一定額の救済費交付金とともに不要漁船処理費交付金を交付することとした。

しかし、不要漁船処理費交付金は処理費の約三分の二が交付されるのみであり、長期間にわたる漁獲不振と魚価の低迷に加え、一昨年以降の急激な燃油高騰によって経営状況が大幅に悪化している漁船所有者にとって処理費の負担は死活問題につながる恐れがある。さらに、地域の関係業界等に与える影響も計り知れず、地域経済の更なる衰退も予想される。

よって、国会及び政府におかれては、都道府県財政の現状と遠洋及び近海まぐろはえ縄漁業を取り巻く事情を踏まえ、国際漁業再編対策を円滑に推進し、地方経済への影響を最小限にするため、不要漁船処理費の全額を国において交付されるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年三月二十六日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 河野 洋平 殿

参議院議長 江田 五月 殿

内閣総理大臣 麻生 太郎 殿

農林水産大臣 石破 茂 殿